

## 市営浄化槽設置事務の不適切な処理について

武雄市まちづくり部下水道課において、下記のとおり不適切な事務処理を行った事案が発生しました。

関係する皆様にはご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に万全を期してまいります。

### 1. 事案の概要

(1) 発生日時 : 令和6年3月29日(金)

#### (2) 概要

令和3年度に市営浄化槽設置事務を担当していた下水道課職員1名(以下「職員」という)が、以下の書類を申請者又は県へ送付していなかった。

- ・市営浄化槽設置用地使用貸借契約書(申請者控え)(以下「契約書」という)
- ・市営浄化槽設置工事完了通知書(以下「完了通知書」という)
- ・個人設置浄化槽寄付受納通知書(以下「受納通知書」という)
- ・寄付された浄化槽の所有者変更届

※尚、上記以外の事務処理は、適切に行っており、一部負担金(分担金)と毎月の使用料は、規程に基づいて申請者から徴収している。また、市営浄化槽の維持管理・法定検査は、市で行っている。

#### (3) 経過

令和6年3月29日に事務引継を行った際に令和3年度市営浄化槽設置申請者に対して契約書等を送付していないことが発覚した。

### 2. 事案

① 申請者から押印後の契約書2通を市が受理していたが、市長印を押印後の契約書(申請者控え)1通を申請者へ返送していなかった。

件数(市営浄化槽設置工事)	:	156件
件数(個人設置浄化槽寄付)	:	11件
件数(建物所有者変更)	:	25件
計		192件

② 市営浄化槽設置工事完了後に送付する完了通知書を申請者へ送付していなかった。

件数 : 169件

③ 個人設置浄化槽寄付受入後に送付する受納通知書を申請者へ送付していなかった。

件数 : 12件

④ 個人設置浄化槽寄付受入後に県へ提出する所有者変更届が未提出であった。

※維持管理及び水質検査業者には、所有者変更の連絡を行っていた。

件数 : 10件

### 3. 対応

本事案について申請者へ謝罪文書の送付後に自宅を訪問し、丁寧に説明を行い、謝罪を行う。それと同時に、市営浄化槽設置後に使用する用地が無料貸与であることを記載した確認書へ署名捺印して頂くよう申請者へお願いを行う。

### 4. 再発防止策

法令遵守の徹底

上司が業務の進捗状況を日頃からの確に把握できる体制の見直し

職場内の情報共有が円滑に行える、職場環境づくり

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市まちづくり部下水道課 TEL 0954-23-9118